

# 二戸労基署ニュース

「必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も」



## ◇岩手県最低賃金改定(時間額 645円)

(平成23年11月11日から)

### ◇業務改善助成金のご案内「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」

概要) 地域別最低賃金額が700円以下の道県に事業場を置く中小企業事業主が、最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金を4年以内に計画的に時間給または時間換算額で800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定・申請し交付決定後、1年あたり時間給等を40円以上となる引上げを実施するとともに、労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成する制度です。  
※助成金の上限は100万円、下限は5万円です。

※お問合せ・申込先>「岩手労働局賃金室」(盛岡市内丸7番25号) 電話019-604-3008

### ◇がれき等の除去作業等のためのフィルター交換式防じんマスクの無料配布

東日本大震災の災害復旧作業に関し、崩壊・倒壊した建設物等の解体・除去、津波で打ち上げられた船舶の解体・除去、がれき等の除去作業等に伴って発生する粉じんによる健康障害を防止するため、フィルター交換式防じんマスクを関係事業者、関係団体等に無料配布しています。

在庫が無くなり次第終了となります。詳細は、二戸労働基準監督署までお問合わせ下さい。

### ◇受動喫煙防止対策助成金のご案内(旅館業、料理店又は飲食店)

1. 対象事業主;①労働者災害補償保険の適用事業主であって、②旅館業、料理店又は飲食店を  
経営する中小企業事業主※であること。

※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

※ 労働基準法別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主

2. 助成対象;○一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費など

3. 助成額;喫煙室設置に係る費用の1/4(ただし、上限を200万円とする。)

4. 申請書等提出・詳細問合せ先>岩手労働局健康安全課 電話019-604-3007

5. 開始時期>平成23年10月1日

### ◇労働災害発生状況(平成23年1月~8月)「前年同期より33.8%増加！」

・ 死亡労働災害 : 3人 (前年同期比 +2人)

・ 休業4日以上 : 95人 (前年同期比 +24人)

二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか? > ☎0195-23-4466

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 TEL0195-23-4131まで。